
◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

《第46号》 2020年8月3日 配信

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

■-- 目 次 --■-----

- 【1】家賃支援給付金について（国）
- 【2】事業者向け新型コロナウイルス関連制度の紹介（国・府・市）
- 【3】持続化給付金（国）の申請受付及び申請サポート会場について
- 【4】きしわだプレミアム付食事券を発売します（岸和田商工会議所・市）
- 【5】事業承継セミナー（岸和田商工会議所）
- 【6】岸和田市独自ポイント上乘せ事業を実施します（市）

■-- 各 情 報 --■-----

【1】-----

家賃支援給付金（国）について

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長などにより売上の減少に直面するみなさまの事業の継続をささえるため、地代・家賃（以下、賃料）の負担を軽減することを目的として、賃借人（かりぬし）である事業者に対して給付金を給付します。

●申請できる方

- ①法人は、資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者を対象とし、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象とします。
- ②個人事業者は、フリーランスを含み、幅広く対象とします。

●給付額について

申請日の直前1か月以内に支払った賃料などをもとに算定された金額が、給付されます。

(法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円)

●申請の期間

ただいま申請を受け付けています。

給付金の申請の期間は、2021年1月15日までです。

電子申請の締め切りは、2021年1月15日の24時まで。

締め切りまでに申請の受付が完了したもののみが対象となります。

※上記は、7月14日時点の予定期間となります。

●申請の手続方法

パソコンやスマートフォンで家賃支援給付金ホームページにアクセスしていただき、WEB上で申請の手続をお願いします。

また、受付開始後、補助員が入力サポートをおこなう「申請サポート会場」を順次開設していきますので、WEB上での申請が困難な場合は、「申請サポート会場」をご利用ください。

●例外について

給付要件にあてはまらないが給付の対象となる可能性のある方(例外)

売上の減少を確認するにあたって、給付要件にあてはまらない方でも、例外に該当する方は、給付の対象となる可能性があります。ただし、通常の要件にあてはまる場合の申請に比べて、申請内容の確認に時間がかかります。

※2020年1月～2020年3月の間に設立した事業者も給付の対象にする方向で検討しており、その申請要領は、準備が整い次第、公表いたします。

●相談ダイヤル

家賃支援給付金 コールセンター

電話番号 : 0120-653-930

受付時間 : 8:30～19:00

8月31日まで : 全日対応

9月1日以降 : 平日・日曜日対応(土曜日・祝日除く)

※ 「家賃支援給付金」を装った詐欺にご注意ください。

○家賃支援給付金ポータルサイト（経済産業省）

<https://yachin-shien.go.jp/index.html>

【2】 -----

事業者向け新型コロナウイルス関連制度の紹介（国・府・市）

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小・小規模事業者向けの主な制度情報を岸和田市や岸和田商工会議所のホームページに掲載しています。

持続化給付金等の給付金等の情報や信用保証付き融資等の融資制度の情報をはじめ、様々な支援策に関する情報を発信しています。

ホームページのURLは次のとおりです。日々情報が更新されていますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

○事業者向け新型コロナウイルス関連制度の紹介（市ホームページ）

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/shingatakoronakanrenseido.html>

○新型コロナウイルスに関する情報（岸和田商工会議所ホームページ）

https://www.kishiwada-cci.or.jp/topics_2020-03/

○新型コロナウイルス感染症関連（経済産業省ホームページ）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

○新型コロナウイルス感染症関連情報（金融庁ホームページ）

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press.html>

【3】 -----

持続化給付金（国）の申請受付及び申請サポート会場について

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給します。

●対象要件

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で 50% 以上減少している事業者
- ②2019 年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- ③法人の場合は、
 - ・ 資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満、又は、
 - ・ 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2000 人以下の事業者※2019 年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※2019 年 6 月 29 日から、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者と 2020 年 1 月から 3 月の間に創業した事業者も対象になりました。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

●給付額

法人は 200 万円、個人事業者は 100 万円

（ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とします）

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50 %月の売上×12 ヶ月）

●問合わせ先

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

IP 電話等からのお問合せ先 03-6831-0613 ※通話料がかかります

【7 月】日曜日～金曜日 8 時 30 から 19 時まで（土祝日を除く）

【8 月以降】日曜日～金曜日 8 時 30 分から 19 時まで（土祝日を除く）

※申請方法等その他詳細は以下 URL をご覧ください。

○持続化給付金（経済産業省ホームページ）

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」では、電子申請の手続きをサポートさせていただきます。
必要書類のコピー（できれば現物）をご持参の上、お越し下さい。

なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制とします。事前予約無しに御来場いただいてもサポートが受けられませんので、ご注意下さい。

●事前予約の方法

①Web 予約

「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

②電話予約（自動）

「申請サポート会場受付専用ダイヤル」までお電話ください。自動ガイダンスで、予約方法を案内します。

0120-835-130

受付時間：24 時間対応

③電話予約（オペレーター対応）

「申請サポート会場電話予約窓口（オペレーター対応）」にて、申請サポート会場の予約を受け付けます。

0570-077-866

受付時間：平日、土日祝日ともに、9 時～18 時

●サポート会場

岸和田会場：岸和田商工会議所 3 階

会場番号：2708

※会場番号は予約の際に必要となります。

●その他

申請サポート会場にお持ちいただく資料などの詳細は、「持続化給付金」の事務局 HP または、経済産業省 HP をご確認ください。

○持続化給付金の事務局 HP

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

○経済産業省 HP

<https://www.meti.go.jp/covid-19/shinsei-support.html>

きしわだプレミアム付食事券を発売します（商工会議所・市）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、飲食店舗を中心に市内経済が深刻な影響を受けていることから、岸和田市と岸和田商工会議所は新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら、地域経済の活性化につなげることを目的として、プレミアム付の食事券を発行いたします。

7月7日に3,000冊発売したところ、開始2時間半で完売しました。これを受けまして、8月10日に5,000冊を緊急で追加販売いたします。

利用可能店舗等、詳細につきましては下記リンク先をご覧ください。
<https://www.kishiwada-cci.or.jp/premium/>

【5】 -----

事業継承セミナー（岸和田商工会議所）

事業を次世代につなぐために～法人編・個人事業編～
経営を次世代につなげる取り組みをご支援するために
【法人企業向け】【個人事業者向け】に分けて、下記の日程で開催致します。

法人企業向け事業承継セミナー
日時：令和2年9月16日（水）14:00～16:00

内容

- 1) 誰につなぐのか？ 親族内・親族外・第三者 ※メリット・デメリットなど
- 2) つなぐ次世代は「人」だけでなく「会社」もある M&A
- 3) 財産の承継（相続）と経営の承継（事業承継）の違い
- 4) どんな準備が必要か？（「失敗パターンから学ぶ」準備）

個人事業者向け事業承継セミナー

日時：令和2年9月24日（木）14:00～16:00

内容

- 1) 個人事業の M&A 現状と事例
- 2) 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度
- 3) 民法改正で変わった相続の仕組み
- 4) 事業をつないだ後の手続き（廃業の手続きなど）

講師

税理士・中小企業診断士 和田 貴美子 氏（和田貴美子税理士事務所所長）
令和2年度より（公財）大阪産業局の泉南地域事業承継コーディネーターを務めている。著書に『事例で見る事業承継の実務—士業間連携と対応のポイント（共著）』を刊行している。

会場

岸和田商工会議所（岸和田市別所町 3-13-26）

定員 20名（先着順受付）

※定員超過等によりお断りする場合以外、受け付けた旨の連絡は致しませんので、当日そのまま会場へお越しください。

お申込

メールでのお申込は、事業所名、業種、住所、連絡電話番号、参加者名をご記入の上お申込下さい。

お申込メールアドレス koshukai@kishiwada-cci.or.jp

共 催 岸和田商工会議所、貝塚商工会議所、泉佐野商工会議所
協 力 大阪府事業承継ネットワーク、公益財団法人大阪産業局

【6】 -----

岸和田市独自ポイント上乗せ事業を実施します（市）

国のマイナポイント事業の仕組みを活用し、市内の店舗で、市が指定するキャッシュレス決済方法を利用された方に、マイナポイントに上乗せして岸和田市独自のポイントを付与する事業を行う予定です。

キャンペーンにご参加いただくには「マイナンバーカードの取得」及び「マイナポイントの予約」を行い、市が指定するキャッシュレス決済サービスを選択したうえで、「マイナポイントの申込み」が必要となります。

《※ご注意ください》

既に7月1日から「マイナポイントの申込み」は始まっておりますが、申込みの際に選択したキャッシュレス決済サービスが、市指定のキャッシュレス決済サービスとならなかった場合は、岸和田市独自ポイントは上乗せされないの
で、「マイナポイントの申込み」はしばらくお待ちください。

市指定のキャッシュレス決済サービスは決定次第、公表いたします。

詳細につきましては下記リンク先をご覧ください。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/kishiwada-mynumberpoint.html>

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 企業経営支援担当

Tel : 072-423-9485 (企業経営支援直通)

Email : sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中の URL やお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。

※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡ください。

※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に1回の発行です。